

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 6 月24日

【会社名】 株式会社 山陰合同銀行

【英訳名】 The San-in Godo Bank,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 久保田 一朗

【本店の所在の場所】 島根県松江市魚町10番地

【電話番号】 0852-55-1000

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 杉原 伸治

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋兜町15番 6 号
株式会社山陰合同銀行東京支店

【電話番号】 03-3669-0211

【事務連絡者氏名】 東京支店長 宮内 浩二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

株式会社山陰合同銀行鳥取営業部
(鳥取市栄町402番地)

株式会社山陰合同銀行東京支店
(東京都中央区日本橋兜町15番 6 号)

株式会社山陰合同銀行大阪支店
(大阪市北区中之島 2 丁目 3 番33号)

株式会社山陰合同銀行神戸支店
(神戸市中央区京町70番)

株式会社山陰合同銀行岡山支店
(岡山市北区田町 1 丁目 3 番 9 号)

株式会社山陰合同銀行広島支店
(広島市中区立町 1 番22号)

(注) 東京支店、大阪支店、神戸支店、岡山支店、広島支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【提出理由】

当行は、平成26年6月24日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条に基づき、当行取締役、監査役および執行役員に対し、株式報酬型ストック・オプションとして、平成26年7月25日に新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄

株式会社山陰合同銀行 第7回新株予約権

(2) 発行数

取締役1,240個、監査役330個、執行役員1,260個

上記は、割当予定総数の上限であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(3) 発行価格

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権をもって相殺するものとし、新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 発行価額の総額

未定

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式（権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式。なお、単元株式数は1,000株。）とする。

新株予約権1個の行使により付与する当行普通株式の数は100株とする。

新株予約権の割当日後、当行が当行普通株式の株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式の分割・株式の併合の比率

新株予約権の割当日後、当行が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併」という）を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等または株式無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権の行使により付与される株式1株当たりの金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

(7) 新株予約権の行使期間

平成26年7月26日から平成51年7月25日までの間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

A. 新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り新株予約権を行使できるものとする。

B. 新株予約権者が、新株予約権の割当日から1年以内に取り締役、監査役または執行役員を辞任した場合は、割り当てられた新株予約権の個数に、割当日からの在任月数を12カ月で除した割合を乗じた個数まで行使でき、これを超える新株予約権は行使できないものとする。在任月数の計算においては、1カ月未満の端数は切り上げ、また、計算の結果、1個未満の端数が生じた場合は、行使できる個数に切り上げる。

- C. 以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
- (A) 新株予約権者が、当行の取締役、監査役または執行役員を解任された場合。
 - (B) 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。
 - (C) 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当行の取締役会が認めた場合。
 - (D) 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。
- D. 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合、保有する全ての新株予約権を一度に行行使するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会計計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。
- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要する。
- (11) 新株予約権取得の勧誘の相手方の人数およびその内訳
- | | | | |
|--------|-----|--------|------------|
| 当行取締役 | 8名 | 1,240個 | (124,000株) |
| 当行監査役 | 5名 | 330個 | (33,000株) |
| 当行執行役員 | 11名 | 1,260個 | (126,000株) |
- (12) 勧誘の相手方が提出会社に関する会社として第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
該当事項はありません。
- (13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容
当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。

以上